

第1回 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議等 次第

日時：令和6年5月31日
午後1時～（予定）
場所：市会運営委員会室

1 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム発足式

- (1) プロジェクトチーム座長から議長への報告

資料1 京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームの設置について

- (2) 議長挨拶

2 京都ケアラーネットからの要望書受領式

- (1) 出席者紹介

資料2 京都ケアラーネットからの要望書受領式 出席者一覧

- (2) 京都ケアラーネットからの要望書提出

- (3) 座長挨拶

- (4) 写真撮影

<第1回京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議>

3 京都ケアラーネットからの意見聴取及び懇談

- (1) 意見聴取

- (2) 懇談

令和6年5月

京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームの設置について

ケアラー支援に関する条例を、市会議員全員の共同提案により、令和6年9月市会において全会一致で可決することを目指し、下記のとおり、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置する。

記

1 プロジェクトチームの名称

京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム

2 プロジェクトチームの構成

（別紙）京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームの構成のとおり

3 プロジェクトチームの位置付け

京都市会基本条例第24条※に規定する「政策研究会」

※ 京都市会基本条例

（政策研究会の設置）

第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。

京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームの構成

座長：寺田一博 議員（自由民主党京都市会議員団）

みちはた 弘之 議員（自由民主党京都市会議員団）

久保田 正紀 議員（維新・京都・国民市会議員団）

玉本なるみ 議員（日本共産党京都市会議員団）

西山信昌 議員（公明党京都市会議員団）

オブザーバー：天方ひろゆき 議員（民主・市民フォーラム京都市会議員団）

京都ケアラーネットからの要望書受領式 出席者一覧

(敬称略)

ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（京都ケアラーネット）	
※○印共同代表世話人	
○ 池添 素	京都障害児者の生活と権利を守る連絡会事務局長
○ 大野 静代	男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局
○ 大原 ゆい	男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局
○ 小國 英夫	マイケアプラン研究会代表
○ 大手 理絵	コミュニティ通訳者
○ 河西 優	子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクトYCARP発起人
○ 河合 雅美	認知症の人と家族の会京都府支部代表
○ 斎藤 真緒	子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクトYCARP発起人
○ 鈴木 森夫	認知症の人と家族の会前代表理事
○ 田村 権一	元息子ケアラー・よりよい介護をつくる市民ネットワーク
○ 塚崎 直樹	京都精神保健福祉推進家族会連合会会长
○ 津止 正敏	男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局長
○ 藤本 文郎	東山区不登校とひきこもりを考える親の会世話人
○ 鶯巣 典代	認知症の人と家族の会京都府支部世話人
○ 湯谷 菜王子	子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクトYCARP
○ 西田 朗子	男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局
○ 松島 朱美	京都精神保健福祉推進家族会連合会乙訓やよい会会長
○ WIJENAYAKE John Ryan	子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクトYCARP
京都市会	
京都市ケアラー支援条例(仮称)制定プロジェクトチーム	
座長	寺田 一博 市会議員(自由民主党京都市会議員団)
	みちはた 弘之 市会議員(自由民主党京都市会議員団)
	久保田 正紀 市会議員(維新・京都・国民市会議員団)
	玉本 なるみ 市会議員(日本共産党京都市会議員団)
	西山 信昌 市会議員(公明党京都市会議員団)
オブザーバー	天方 ひろゆき 市会議員(民主・市民フォーラム京都市会議員団)
議長	西村 義直 市会議員(自由民主党京都市会議員団)
副議長	平山 よしかず 市会議員(公明党京都市会議員団)

2024年5月31日

京都市ケアラー支援条例(仮称)の制定に関する要望書

京都市会 京都市ケアラー支援条例(仮称) 制定プロジェクトチーム
座長 寺田 一博 様

ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都
津止正敏 斎藤真緒 鈴木森夫

《要望趣旨》

全議員の共同提案でのケアラー支援条例の制定をご決定された京都市会の皆様に心からの敬意と感謝の意を表します。ほんとうに有難うございました。

つきましては、京都市会のプロジェクトチームが発足するにあたり、条例実現を目指して活動を続けてきた私たちネットワークから皆様への激励と連帯の気持ちを込めて、本要望書をお届けいたします。

私たちの言う「ケアラー」とは、「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をいいます。

この定義は、日本で初めてケアラーの支援を正面に掲げた「埼玉県ケアラー支援条例」での定義に倣っています。埼玉県の条例は2020年3月に制定・施行されましたが、それ以降同様の趣旨で私たちの知る限りでも全国27地方自治体においてケアラー支援条例が制定され、さらに多くの地域で制定の準備・検討作業が行われているとお聞きしています(2024年5月1日現在)。

ケアは、私たちがこの世に生を受けそれを全うするまでの暮らしの中で、絶対に欠かすことのできないかけがえのない営みです。この間、福祉や介護の諸政策の進展の中で、「介護の社会化」への取り組み・制度も随分と充実してきましたが、24時間365日の時間軸でみると、今もなおケアの多くは家族への比重が大きいのが実態です。ケアラーになることは、自分の労力・時間・感情を誰かのために差し出すことであり、そのほかの生活（学業・仕事・余暇・家族との団欒等々）との両立において、深刻な影響をおよぼす可能性があります。ケアラーの身体的・精神的・社会的健康があつてこそ、ケアを受ける人々に対して、質の高いケアを提供することができます。全国各地に拡がっているケアラー支援条例は、ケアを家族だけの責任にせずに、社会全体で支える仕組みであり、ケアラーへの社会的理解と具体的な支援を広げることに大きな役割を果たすと考えます。

幸い京都では、これまでケアとケアラーに関わって全国に誇りうる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開されてきました。日本を代表するケアラー組織となった「認知症の人と家族の会」は、京都で誕生し今も本部があります。精神障害の分野では「日本のゲール」と称された旧岩倉村の家庭看護の取組みもあります。日本で初めての盲聾児の学校(京都盲聾院)も京都で生まれ、手話サークルや要約筆記の活動も京都から始まりました。また、2006年に京都市で起きた認知症の母を息子が殺めるという不幸な介護事件等を教訓として発足した「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」も京都が発祥の地であります。これらの事業活動に限らず、ケアとケアラーに関わって京都に根付く取組みの全てが京都の財産、私たちの誇りとするものであります。

「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（以下、京都ケアラーネット）」は、2022年

4月に発足しました。これまで、介護や看護、障害などそれぞれの制度に沿って活動してきた様々な家族会・当事者会が、「ケア」を合言葉に初めて手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアラー支援について市民レベルでの対話をを行う公開学習会等を起点にケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきました。ほぼ隔月で開催してきた公開学習会には、ケアラー当事者や支援者をはじめ多くの市会関係者にもご参加頂き、議論を深めてまいりました。

私たち京都ケアラーネットは、京都のケアとケアラーの歴史と伝統に相応しいケアラー支援条例の制定となることを念願し、今回発足する貴プロジェクトチームでの検討作業において下記の事項について特段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げるものであります。プロジェクトチームの皆様はじめすべての市会関係者と、私たちケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がり、この秋には全国に誇りうる条例に結実しますよう心から願い、私たちも微力ながら全力で取り組んでいく決意を申し上げ、本要望書の提出にあたってのご挨拶いたします。

《要望項目》

1. 前文を条例必須の構成要素と位置づけ、京都での先駆的なケアとケアラーの歴史および現状の具体的課題を踏まえた京都に相応しい未来志向の決意表明を示して頂きたいこと。
2. ケアラー支援条例の実効性を担保しうる、横断的かつ包括的なケアラーの実態把握、事業推進計画の策定、および執行管理体制の構築、モニタリングや必要な見直しの実施、財源確保の仕組み等々を条文として明文化して頂きたいこと。
3. 条例の制定作業の各プロセスにおいて、京都ケアラーネットをはじめ、多様なケアラー当事者、関係者の参画を保障し、その意見聴取をもとに、具体的な作業を丁寧に進めて頂きたいこと。
4. 条例の執行段階においても、前2項で述べた実態把握や推進計画の策定、モニタリングの実施等々各プロセスにおいても京都ケアラーネットをはじめ、多様なケアラー当事者、関係者の参画を保障し、丁寧な意見聴取が可能な制度的保障を構築して頂きたいこと。
5. 先行自治体での経験と教訓に学びながら、全国のモデルともなる条例を目指して頂きたいこと。

意見交換会

京都ケアラーネット発起人からの発言要旨

子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト(YCARP) 河西 優	1
コミュニケーション通訳者 大手 理絵	3
京都障害児者の生活と権利を守る連絡会事務局長 池添 素	5
京都精神保健福祉推進家族会連合会会長 塚崎 直樹	7
認知症の人と家族の会京都府支部世話人 鶴巣 典代	8
男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局長 津止 正敏	10

2024年5月31日

【発言 1 子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)分野】

当事者の声から考えることの重要性

子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト(YCARP) 河西 優

1. 京都市のヤングケアラー(YC)の実態と支援の現状

京都市の実態調査(令和 3 年 7 月以降に実施) ※1

[]内は※2 全国調査の結果であり、ここでは全日制高校の回答を用いている。

・ケアの実態 18 歳未満の YC の存在率:中学生 5.4%、高校生 3.5%〔中学生 5.7%、高校生 4.1%〕

幼いきょうだいのケアが一番多く、家事やきょうだいの世話をする実態が浮かび上がっている。〔同傾向〕

・ケアの影響(家族の世話をしているためにやりたいけどできていないこと)

自分の時間がとれない(中学生 9.5%、高校生 14.9%)〔中学生 20.1%、高校生 16.6%〕、宿題や勉強の時間がとれない(中学生 8.7%、高校生 7.4%)〔中学生 16.0%、高校生 13.0%〕等

・相談経験について

世話について相談した経験がある:2割弱、ない:6割程〔ある:2~3割、ない:5~6割強〕

「誰かに相談するほどの悩みではない」、「家族以外の人に相談するような悩みではない」「相談しても状況が変わるとと思えない」が高い。〔同傾向〕

現状の支援策

・京都府ヤングケアラー総合支援センターを中心とする支援

・京都市ヤングケアラーセンター世帯訪問支援モデル事業(令和 5 年 9 月～令和 7 年 3 月)

今後の課題:啓発・支援の効果検証とニーズに合った施策の展開

①「ヤングケアラー」をステイグマ化しない啓発・支援

※3 有限責任監査法人トーマツ(2024)より一部抜粋

「助けが必要な人と、言われたくないです。お母さんにもヤングケアラーとか言葉を聞かせたくないです。聞いたら、自分を責めて、精神的に調子が悪くなります。そうなったら私も困るからです。(高校生世代)」(本人アンケートより、p.51) 「こどもに迷惑をかけているのか、と申し訳ない気持ちになる。」(家族へのアンケートより、p.64)

②相談窓口やヘルパー派遣以外の入り口の工夫、支援メニューの開発

「家事が負担であっても家の中のことは自分でやりたい。そのため、家事支援を利用できる環境があったとしても、利用しなかったと思う」、「一時期、ヘルパー支援を受けていたことはあったが、部屋に人がいることで母親の調子が悪化したため、利用を中止した」(本人インタビューより、p.121) 「窓口は、こどもが自分の困難を打ち明けるにはハードルが高い」(本人インタ

ビューより、p.87)

2. YCARP で明らかになった子ども・若者ケアラーの実態

背景: 移行期を支える若者支援の不足 + ケアを支える支援の不足

実態: ケアとライフデザインをめぐる長期的な影響の表出

・仕事、離家、家族形成、メンタルヘルス、人間関係など若者期への影響

※4 YCARP(2023)より一部抜粋

「ケアのためにとても働ける状況ではなかったので、新卒での就職をあきらめた。翌年覚悟を決めて就職したが、家族の病状が悪化し、半年足らずで辞めることになった」

「つらい時に自分から助けを求めなかつたことを自己責任にされた」

「働くことも学ぶこともできずに、時間だけがどんどん過ぎていき、自分の人生がやり直せないものになっていくのが恐かった」

『育った環境が違いすぎることや、「家族」であることの大変さを知っているために、恋愛や結婚がうまくいくとは考えられない』

・若者期から続く壮年期への影響

新たなケアの発生・長期化および両立にかかる困難、暮らし方についての迷い

今後の課題: 子ども・若者ケアラー支援と家族まるごと支援に向けた実態把握と仕組みづくり

①18歳以上の(元)子ども・若者ケアラーの実態把握と支援に向けた仕組みづくり
ライフコースの多様化に配慮した実態把握、子ども・若者に関する既存の窓口の活用、子ども・若者ケアラーの家族との距離化を支える仕組みづくり

②子ども・若者ケアラーに関わる家族の実態把握と家族まるごと支援に向けた仕組みづくり

③京都府の取り組みとの連携強化

【参考資料】

※1 京都市子ども若者はぐくみ局・保健福祉局・教育委員会事務局, 2022, 「ヤングケアラーの実態調査の結果等について」。

※2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2021, 「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」。

※3 有限責任監査法人トーマツ, 2024, 「令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究 報告書」。

※4 YCARP, 2022, 「子ども・若者ケアラーについて知っていますか?—18歳をすぎた若者ケアラーからのメッセージ」。

【発言 2 外国ルーツ家族分野】

言語は福祉です

大手 理絵(コミュニティ通訳者)

・京都市には東九条という地域があり、様々な葛藤がありながらも在日の朝鮮半島出身者と共存し、また各地の公営住宅で中国残留法人およびその家族(オールドカマー)を受け入れてきたという歴史がある。そしてそのために現在も尽力されている団体・個人も少なからず存在する。

・私が属する機関は 1990 年代以降に来日し、現在に至るまで各種の職業について生活を営んできた世帯(ニューカマー)の支援を主に行なっている。その活動の中で改めて彼らへの「支援=ケア」を可視化すべく、京都ケアラーネットに参加した。

ヤングケアラー(児童生徒世代)への支援対応

・この子たちも「ヤングケアラー」

こども家庭庁のヤングケアラーHP には「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」という描写がある。

・学校通訳の不足

いわゆる「学級通信」等の連絡や、進路決定のための三者面談等に全て対応できている状況ではない。

・子どもたちの日本語能力

通訳をしている子どもたちの日本語能力も決して十分ではない。R3 年の文科省データでは京都府において日本語指導が必要な児童生徒の数は 387 人。現在はもっと増加。

・家族に対応したシステムづくり

滋賀県、大阪府には「プレスクール」という制度があり、親子で日本の学校制度について知る機会を前もって得ることができる。10 年ほど前までは、外国人労働者も在留許可の関係上、単身来日するケースが多かったが、現在は家族での滞在が普通になりつつある。こうした世帯への子どもへの支援、親支援を拡大すべき。

一般市民への支援対応

・ニューカマーも年金世代になりつつある。

ケアマネ、ヘルパーとの意思疎通、金銭管理の難しさへの対応が必要。

・福祉情報の多言語化

上に記したように、日本語が不十分な児童生徒はクラスでも落ちこぼれに近くなり、結果として「ひきこもり」になっている 10 代の外国ルーツの人々は少なくない。しかし、親世代の情報格差等で効果的な方法を提示できない状態にある。

移民の子どもと場面緘黙症

(*Selective mutism in immigrant families: An ecocultural perspective*

By Ortal Slobodin, Maayan Shorer, Gilor Friedman-Zeltzer, Silvana Fennig)

場面緘黙症(SM)の診断は移民の子供の間でより一般的に見られる。この障害と移民の背景との関連性は未解決ではある。現在の研究は、子どもの発達過程と文化モデルに基づいて、個人、家族、および状況に応じた危険因子を考慮しながら、理論に基づいたSMの説明を構築することを目的とする。参加者はSMの子供78人(移民背景を持つ38.4%)と定型発達の子供247人(移民背景を持つ18.2%)であった。従来の研究と一致して、私たちの結果も、移民という要因を超えて、不安がSM症状の最も重要な予測因子であることを示唆している。移民は、特にバイリンガルの状態と低い世帯収入との相関が高く、SM症状のレベルの増加を予測している。SMのマルチレベル予測因子を特定することは、研究者や臨床医にとって文化的および言語的に多様な小児におけるSMの早期発見と治療を改善するのに役立つ可能性がある。

【発言 3 障害児・者分野】

障害当事者も家族も安心して暮らせるために

京都障害児者の生活と権利を守る連絡会事務局長 池添 素

2020年7月16日に京都市内で支援学校高等部2年生の少年が母親の手により命を奪われた事件が起こった。報道を受けて、多くの障害児を育てる親が、他人ごとではない、「それは私だったかもしれない」と考えた。

あってはならない事件だが、この事件を通して、卒業後の進路先の不安や、親の高齢化に伴う暮らしの場の不足など、障害児・者と暮らす家族がギリギリのところで踏ん張っている実態が明らかになってきた。当事者支援の充実とともに、母親や父親をはじめ、きょうだいなど家族などケアを担う人たちへの支援が求められる。

<障害児者を育てる家族の課題>

* 京都市の障害児者を支える社会資源は不足しており、その結果、家族は長期にわたりケアを担っている。そして、自分自身の人生に於いて、多くのあきらめを重ねながら、緊張感のある、ケア中心の生活をしている。ここに対しての、問題解決にはつながらないが、日常的な不安や悩みに寄り添う支援が求められる。

* 障害者が日中に利用する事業所が不足し、障害の重い方や医療的ケアが必要な方ほど複数の事業所を利用する場合が多い。毎日通う場がない場合は在宅で過ごし、家族がケアしている。在宅での介護に対しての実態や保護者の要望を聞き取る支援が必要。

* 障害者の在宅生活を保障するためには、ガイドヘルパー・ホームヘルパー、シヨーツステイなどの福祉事業が必要であるが、社会資源が不足しているため、必要なだけ利用することができない。結果家族が肩代わりし、障害当事者の生活を支えている。当事者支援の充実とともに、家族が子育てからの延長で引き受けている実態を明らかにする。

* 入所施設、グループホーム、地域生活を支える制度や社会資源が圧倒的に足りない現実があり、障害児者の家族が、親の高齢化や親亡きとの暮らしについての不安が大きい。「8050」や「9060」問題と表現され、老障介護の問題の深刻さは年々増すばかり。ケアラーは安心して死ぬこともできない現実がある。

* 障害のある子どもを育てる親は、子どもの頃から長きにわたってケアラーの

役割が求められる。特に子どもの自立が見通せない中で、親離れ、子離れの難しさがあり、互いの暮らしを確立する、この点でも家族に任せるのではなく、専門的なケアラー支援が必要になる。

【参考資料】

2022年「京都市に暮らす障害のある人・家族の生活実態調査」報告書

2023年「京都市に暮らす知的障害のある人の暮らしの場の待機者・希望者調査」報告

【発言 4 精神障害分野】

家族に負担がかかりすぎている

京都精神保健福祉推進家族会連合会会長 塚崎 直樹

1. 障害者の介護・看護の疲れによる殺人事件

親が子どものひきこもりや心身の障害、難病などに悩んでいた事件を、2010年1月から2017年3月までに起きた計50件(未遂含む)を読売新聞が調査・分析した。

加害者となった親(53人)の事件当時の年齢は平均69歳。65歳以上の高齢者が37人と7割を占めた。被害者となった子ども(51人)は平均39歳だった。

親が介護や世話をした期間が確認できた44件のうち、20年以上が22件を占めた。

裁判の結果、4割が執行猶予判決。周囲の状況を見て厳罰を科すことができない。事前の援助ができなかつたのか。

では、10年間で4件の事件が起こった和歌山県の例から、事件が必ずしも孤立していた場合に起こっている訳ではない。援助の質が問題。

家族だけが障害者を支えなければならないというとらわれが家族を追い詰めている。家族だけではなく、社会全体で支援するという姿勢が不可欠。

2. 京都精神保健福祉推進家族会連合会が行った「本人の発病から病状が安定するまでに体験する家族の困難と必要な支援」－家族による家族研究事業1 (2009～2010年度)

家族会を通じたアンケート調査で、回答は222名からあった。

その自由記載欄に「心中、殺害、自殺を考えた」とするものが10名に上った。4.5%にあたる。

令和4年度京都市における精神障害者保健福祉手帳交付数

総数 21,802(内訳 18歳以上 20,948 18歳未満 854)

から推測すると、少なくとも1000名以上の市民が、精神障害者の看護の負担から、心中、自殺を考えたと推察できる。また、今後もその可能性を秘めている。

3. 障害者の虐待通報から見た京都府の状況

令和5年3月24日 京都府の発表した、令和3年度家庭内虐待調査によれば、
相談・通報件数 159件(令和2年度:140件)※過去最多

虐待認定件数 86件(令和2年度:72件) ※過去最多

被虐待者の障害種別:身体障害20人、知的障害36人、精神障害(発達障害除く)43人、発達障害2人 ※重複障害者を含む。

【発言 5 高齢者(認知症)分野】

“人は必ず老いる“高齢社会の課題は、全世代、社会全体の課題

認知症の人と家族の会京都府支部世話人 鶴巣 典代

<京都市の高齢化の状況>

資料)京都市住民基本台帳(R6年4月)・京都市介護サービスの利用状況(R5年6月)

高齢化率 28.5%、高齢者人口約41万人

75歳以上高齢夫婦世帯 36,000世帯 75歳以上単身世帯96,867世帯

認知症の人 76000人(推計値)同数以上の軽度認知機能障害

要介護・要支援認定者数 約99000人、約80%以上が在宅で暮らしている。

様々な形でケアにかかわっている人の存在があって生活が成り立っている。

ケアを必要とする人、ケアにかかわる人は今後ますます増えていく。

<高齢者にかかるケアラーの状況>

資料)・京都市すこやかアンケート・内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」・総務省「全国就業構造基本調査(R4)

高齢のケアラー:互いに心身の不調と生活不安をかかえる高齢夫婦、

少子化→一人が担うケアの範囲の拡大

長期化→ダブルケアラー(近畿圏 15歳以上平均0.3%)

・遠距離介護による時間的、経済的困難、自身の社会的活動限・孤立

・単身高齢者に関わる子供以外のケアラー・複数の高齢者のケア

京都市の介護離職者数 800~900人/年

京都市のすこやかアンケートからの推計:介護に関係した離職者数(約5000人)

ケアを必要とする人の急増+介護保険制度、医療保険等社会保障制度の存続の危機 →給付抑制と負担増(例 介護保険料↑) →本人とケアラーの生活を圧迫

<ケアは社会の基盤>

「ケアが再び家族の責務とされるような社会への逆戻り」「ケアの再家族化」のリスク

家族構成、家族機能の変化→「再家族化」は不可能→ケアのない社会→社会の崩壊
「人は生まれ、育てられ、育ち、介護し、介護され、老いて死んでいく」という自然の摂理の再確認。

ケア=負担ではないはず 愛情/アイデンティティ/帰属/承認など 人間の欲求にもつながるもの

ケアを基盤にした社会の再構築

「ケアすることを社会が保障する」=社会存続のための必須条件

<ケアラーの危機>

資料)・京都市 R4 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

・厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和 5 年中における自殺の状況」

・湯原悦子「親族による殺人・心中事件調査」

・ケアが保障されない社会→虐待、殺人事件や心中・介護疲れによる自殺

京都市虐待認定430件(R4 年度) 半数以上が「分離」判断、被虐待者の約80%が75歳以上

被虐待者の80%に認知症あり。虐待者の約90%が同居養護者。

・湯原悦子氏(日本福祉大学)調査:全国で発生した親族による殺人・心中事件 10年間で **437 件(死者 443 人)**

1 件/8 日間(60 歳以上の当事者死亡ケース(2011~2021 年新聞記事掲載事件から)

厚生労働省自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課「令和 5 年中における自殺の状況」介護・看病疲れによる自殺が原因 **全国 348 人**

2006年に京都市の事件:母親を介護してきた息子が、介護離職、生活保護受給不可。経済困窮と孤立状態の介護に絶望。心中未遂、母親死亡。地裁で執行猶予付き懲役判決。数年後自殺。

判決後の裁判官の言葉「裁かれているのは被告だけではない。介護制度や生活保護のあり方が問われている」。

<京都の未来につながるケアラー支援条例>

判決から18年、高齢化、少子化のさらなる進行。介護離職、虐待の件数も増加の一途。この言葉を重く、深く、広げて受け止めなければならない。

伝統と革新の町京都、多くの大学、地域に根差した医療福祉介護にかかる民間組織、市民団体の存在

社会の基盤としての「ケア」の保障とケアを担うケアラー支援が社会存続、発展のための必須条件

京都市ケアラー支援条例の策定へ

【発言 6 男性ケアラー分野】

男性ケアラーの現状と課題-介護と孤立・事件・離職-

男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局長 津止 正敏

1.「地裁が泣いた」-京都市で起きた介護殺人事件を教訓に-

- ①2006年2月1日-京都市で起きた息子(54歳)による認知症の母親(86歳)の殺人事件。
- ②2002年から男性介護研究に取り組んできた私たちは、この事件などを教訓に「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」を2009年に立ち上げ、男性ケアラーの組織化と彼らが抱える課題の社会化に取り組んでいる。

2.生活の不安、孤立、介護離職、介護事件-男性ケアラー特有の課題-

(1) 男性ケアラーの介護実態

介護はジェンダー規範が最も色濃く埋め込まれた社会分野だが、男性ケアラーの課題は全ケアラーに通底する課題。介護実態の把握と支援策の検討には、ジェンダー視点からのケアラー問題分析はいまも重要かつ有効。

- ①男性ケアラーが増えている。ネットワーク発足当初は「介護者の4人に1人」がいま「3人に1人」、働くケアラーの実数では男性の方が多い。
- ②介護だけではなく、炊事・掃除・洗濯・買物という生活全般に不慣れ。特に老老介護の男性ケアラーの場合はこの傾向が顕著。
- ③社会や他者に助けを求めずに、一人で抱え込み、孤立した介護という傾向。
- ④働きながら介護役割を担っている中高年の男性ケアラーの多くは、仕事と介護の両立生活にギリギリ限界まで悩み葛藤しながらの生活。介護離職の懸念。
- ⑤こうした男性ケアラーの介護生活の課題は、介護心中や殺人、虐待、さらには自ら命を絶つという不幸な介護事件の温床にも。

(2) 男性ケアラーと虐待-息子と夫で6割-

介護全体では3割超の息子と夫が、介護事件の加害者の6割。

- ①養護者(ケアラー)による虐待は、通報1374件、虐待判断719件(加害者777人)
- ②虐待判断の家族形態は、i 未婚の子と同居 271件(37.7%)、ii 夫婦のみ 226件(31.4%)、iii その他親族と同居 80件、iv 子夫婦と同居 55件
- ③虐待加害者続柄 i 息子 252件(32.4%)、ii 夫 205件(26.4%)、iii 娘 151件(19.4%)、iv 妻 76件、v 孫 19件、vi 兄弟姉妹 16件、vii 息子配偶者(嫁) 16件

- ④虐待加害者の年齢 i 50代 172件(22.1%)、ii 40代 132件(17.0%)、iii 70代 126件(16.2%)、iv 80代 121件(15.5%)
- ⑤介護サービスを受給している 417件(85.3%)、いない(14.6%)
- ⑥同居・別居 同居 652件(88.6%) 別居 78件(10.6%)

以上「令和4年高齢者虐待防止法に基づく虐待調査(京都府版)」より

(3) ケアラーの「多数派は働いている」—男性ケアラーと仕事と介護—

- ①京都市における有業総数(130万人)のうち5万3千人が働くケアラー。
- ②京都市の働くケアラーは、全ケアラー(9万7千人)の半数以上(54.7%)。
- ③「仕事を主」とする人(63万人)の中でケアラー(3万9千人—経産省定義「ビジネスケアラー」)は6.1%、全国平均(4.9%)より高い。3万9千人中2万人が男性ケアラー(51.8%)
- ④京都市の「正社員(39万9千人、うち男性23万7千人)」の中ではケアラーは2万人(5.1%)。正社員の男性ケアラーは1万1千人(4.8%)。
- ⑤京都市の第9期介護保険事業計画の「在宅介護の実態調査」で介護離職者は4.8%(回答者1千人、無回答53.7%)。

以上「令和4年就業構造基本調査(地域版)」(総務省)他より

(4) 介護の負担と孤立

不幸な介護事件の背後には負担と孤立。ケアラーの孤立防止に、仲間の支援《ピアサポート》と専門職アプローチは有効。

- ①虐待発生の家族形態は「閉じられた介護生活」。多くは介護サービスを利用しながらの介護であり、また男性ケアラーの頼りはケアマネと言われている。孤立防止にはこの専門職ルートからの支援が必要。
- ②ケアラー同士の交流や介護経験が活かされ社会参加につながる活動は「ひとりじゃない」ということを実感する貴重な場。孤立防止に有効。
- ③京都にある男性介護者の会は、私たちが把握しているところでは、男性介護者を支援する会 TOMO(京都市)、認知症の人と家族の会京都支部(京都市)、男性介護ネット(京都市)、男性介護者のつどい「そうやなあ談義」(綾部市)。

3. 支援の方向性→ケアラー支援の法的根拠の整備